

改 正 案	現 行
<p data-bbox="241 218 831 245">知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p data-bbox="203 293 533 320">(損害賠償責任の一部免責)</p> <p data-bbox="154 331 1084 624">第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この条において「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p data-bbox="185 635 1084 852">一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この号及び次号において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）<u>第百七十三条の四第一項第一号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p data-bbox="215 863 421 890">イ～ニ （省略）</p> <p data-bbox="185 901 1084 1007">二 地方警務官 地方自治法施行令<u>第百七十三条の四第一項第二号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p data-bbox="215 1018 421 1045">イ・ロ （省略）</p> <p data-bbox="154 1088 338 1117">第二条 （略）</p>	<p data-bbox="1227 218 1816 245">知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p data-bbox="1189 293 1518 320">(損害賠償責任の一部免責)</p> <p data-bbox="1140 331 2069 624">第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この条において「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p data-bbox="1171 635 2069 852">一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この号及び次号において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）<u>第百七十三条第一項第一号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p data-bbox="1200 863 1406 890">イ～ニ （省略）</p> <p data-bbox="1171 901 2069 1007">二 地方警務官 地方自治法施行令<u>第百七十三条第一項第二号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p data-bbox="1200 1018 1406 1045">イ・ロ （省略）</p> <p data-bbox="1140 1088 1323 1117">第二条 （略）</p>